

## 第42号議案

### 旅館業法施行条例等の一部を改正する条例

#### (旅館業法施行条例の一部改正)

第1条 旅館業法施行条例(昭和45年島根県条例第55号)の一部を次のように改正する。

第5条各号列記以外の部分を次のように改める。

旅館業を営む者は、施設、設備等に関し次に掲げる措置をとらなければならない。

第5条第7号中「指定する」を「登録を受けた」に改め、同条を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

法第4条第2項の条例で定める衛生措置の基準は、次項及び第3項に定めるところによる。

第5条に次の1項を加える。

3 旅館業を営む者は、その管理する施設内において、人の健康を害する物質等により宿泊者の生命又は身体に重大な被害が生じており、又は生じるおそれがあるときは、その被害に係る建物、敷地等への立入りを禁止し、又はこれらの場所にいる宿泊者を退去させ、その他その被害を防止するために必要な措置をとらなければならない。

#### (公衆浴場法施行条例の一部改正)

第2条 公衆浴場法施行条例(昭和23年島根県条例第72号)の一部を次のように改正する。

第2条第3項を同条第4項とし、同条第2項中「が講ずべき衛生及び風紀に必要な措置の基準は、」を「は、施設、設備等に関し」に、「次のとおりとする」を「次に掲げる措置をとらなければならない」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項中「が講ずべき衛生及び風紀に必要な措置の基準は、別表のとおりとする」を「は、施設、設備等に関し別表に掲げる措置をとらなければならない」に改め、同項を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加

える。

法第3条第2項の条例で定める衛生及び風紀に必要な措置の基準は、次項から第5項までに定めるところによる。

第2条に次の1項を加える。

- 5 公衆浴場の営業者は、その管理する施設内において、人の健康を害する物質等により入浴者の生命又は身体に重大な被害が生じており、又は生じるおそれがあるときは、その被害に係る建物、敷地等への立入りを禁止し、又はこれらの場所にいる入浴者を退去させ、その他その被害を防止するために必要な措置をとらなければならない。

(興行場法施行条例の一部改正)

第3条 興行場法施行条例(昭和59年島根県条例第25号)の一部を次のように改正する。

第3条第4号ア及びイの部分以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、場内での喫煙を禁止し、その旨を入場者の見やすい場所に表示する場合にあっては、喫煙室又は喫煙所を設けることを要しない。

第4条各号列記以外の部分を次のように改める。

興行場営業を営む者は、施設、設備等に関し次に掲げる措置をとらなければならない。

第4条第11号ア中「禁止」の次に「(場内での喫煙を禁止する場合を除く。)」を加え、同号中ウをエとし、イをウとし、アの次に次のように加える。

イ 場内での喫煙の禁止(場内での喫煙を禁止する場合に限る。)

第4条を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

法第3条第2項の条例で定める衛生措置の基準は、次項及び第3項に定めるところによる。

第4条に次の1項を加える。

- 3 興行場営業を営む者は、その管理する施設内において、人の健康を害する物質等により入場者の生命又は身体に重大な被害が生じており、又は生じる

おそれがあるときは、その被害に係る建物、敷地等への立入りを禁止し、又はこれらの場所にいる入場者を退去させ、その他その被害を防止するために必要な措置をとらなければならない。

附 則

この条例は、平成21年6月1日から施行する。